

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月15日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの
名称】 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）
5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）
5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

（以上を総称して「SBIグローバル・ラップファンド」、「My-ラップ」または「本ファンド」という場合があります。また、それぞれを「各ファンド」という場合があります。）

なお、各ファンドについて、以下の愛称を用いることがあります。

ファンド名称	愛称
SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	My-ラップ（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	My-ラップ（積極型）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0097(受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が加算されます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金、または変額年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成28年3月16日(水曜日)より平成29年3月15日(水曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

() 前記()の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

SBIグローバル・ラップファンド（積極型）

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり(適時ヘッジ)

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(適時ヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産))資産配分変更型)				
資産複合				

属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型)です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
<p>その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産））資産配分変更型）</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産））資産配分変更型））と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。</p>
<p>年1回</p>	<p>目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>
<p>グローバル （日本含む）</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。</p>
<p>ファンド・オブ・ファンズ</p>	<p>目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券（投資法人債券を除く）への投資を目的とする投資信託（ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く）をいいます。</p>
<p>為替ヘッジあり （適時ヘッジ）</p>	<p>目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、適時ヘッジを行うものをいいます。</p>

ファンドの特色

1 SBIグローバル・ラップファンドは「安定型[※]」と「積極型[※]」の2つのファンドで構成されています。なお、次の愛称を用いることがあります。

ファンド名称	愛称
SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	My-ラップ（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	My-ラップ（積極型）

※安定型、積極型の各名称は、ファンド相互の相対的なリスク量を示すものであり、元本を保証するということの意味するものではありません。

2 上場投資信託証券(ETF)及び投資信託証券を主要投資対象とします。

- 投資対象とする上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券は、総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
- 投資対象ファンドの選定及び投資比率については、各資産の期待リターンやリスク、各資産における相関係数等をもとに決定します。

3 世界各国のさまざまな資産への分散投資により、中長期的な収益の獲得を目指します。

- 投資対象ファンドへの投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、さまざまな資産への分散投資を行うことで収益の獲得を目指します。
- スマートベータ指数[※]に連動するETFや、国内及び海外の中小型株式へ投資を行うことにより、追加的な収益の獲得を追求します。

※スマートベータ指数とは、時価総額に応じて銘柄を組入れる従来型の株価指数ではなく、財務指標（売上高、営業キャッシュフロー、配当金など）や株価の変動率など銘柄の特定の要素に基づいて構成された指数のことをいいます。

- ・運用期間中に亘り上記のすべての資産に投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

4 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社からの助言により運用されます。

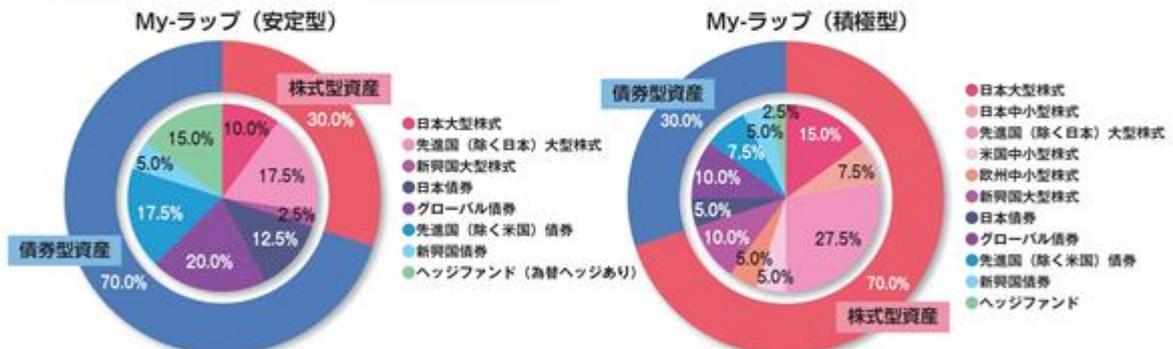
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約957億円（2015年12月末現在）

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

5 投資目的やリスク許容度等に応じた2つのファンドから選択いただけます。

各ファンドの基本配分比率・各資産クラスへの基本投資比率（2016年3月15日現在）

資産クラス・基本配分	基本配分	
	My-ラップ（安定型）	My-ラップ（積極型）
債券型資産（債券、ヘッジファンド等）	70%	30%
株式型資産（株式、リート等）	30%	70%



- ・本ファンドは、投資対象ファンドへの投資により世界各国のさまざまな資産へ投資します。
- ・投資対象ファンドへの投資比率は、市況見通しの変化等により基本配分比率に対して±10%の範囲で変動させる場合があります。また、経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

投資対象ファンドは、後掲「追加的記載事項」「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。(2016年3月15日現在)
 なお、投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入っていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外れたり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

●投資対象ファンドの概要

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
株式型資産	日本 大型株式	iシェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF	〈MSCI 日本株最小分散指数〉 MSCI 日本株最小分散指数とは、価格変動幅の最小化を目指す指数です。 過去10年(2005年9月末～2015年9月末)の価格変動の幅を見ると、MSCI 日本株最小分散指数は、日本株市場全体と比較して、価格の変動幅が約3割小さい結果となっています。 2015年9月末までの過去10年間の指数の実績を見ると、MSCI 日本株最小分散指数は、下落局面での下げ幅が抑えられていることに加え、不安定な相場で下落幅を抑制した結果、長期的には日本株市場全体を上回る結果となっています。	1. リスク(価格変動)の最小化を目指してMSCIの選定する日本株の銘柄群を投資対象とします。 2. 「MSCI 日本株最小分散インデックス」への連動を目指します。 3. 東京証券取引所(東証)に上場しており、日中に売買を行うことができます。
	日本 中小型株式	SBI中小型 割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)	ベンチマークはありません	1. 主として、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます)に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 2. マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 3. ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 4. マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
	先進国 (除く日本) 大型株式	ビムコ・RAE 低ボラティリティ 外国株式ファンド ヘッジあり (適格機関投資家専用)	〈MSCIコクサイ・インデックス(円ヘッジ・ベース)〉 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に対して対円でヘッジを行います。	投資対象の時価総額ではなく、企業のファンダメンタルズや株式のリスク量に基づいて投資対象や投資比率を決定しポートフォリオを構築することで、時価総額に基いて投資比率を決めるベンチマークを上回る投資成果を目指します。
	米国 中小型 株式	ファースト・トラスト・ ミッド・キャップ・ コア・アルファデックス ファンド	〈ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス〉 ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックスとは、米国の中型株をバリュースコア・スコアで分類し、当該スコアの上位75%の銘柄(約300銘柄)で構成された指数です。	ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	欧州 中小型 株式	ウィズダムツリー・ ヨーロッパ・ スモールキャップ・ ディビデンド・ファンド	〈ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス〉 ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックスとは、欧州の中小型株(約350銘柄)で構成され配当金を基にウエイト付けされた指数です。	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックスのリターンを反映するトータル・リターン(キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。)を目指して運用を行います。
	新興国 大型株式	iシェアーズ MSCI・エマージング・ マーケット・ミニマム・ ボラティリティ ETF	〈MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス〉 MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で新興国株式市場における低ボラティリティ運用の動きを反映した指数です。	MSCI・エマージング・マーケット・インデックスに比べてボラティリティの低い新興国市場の株式で構成されるMSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

資産区分	投資対象	投資対象ファンド	ベンチマーク	運用の基本方針
債券型資産	日本債券	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	(NOMURA-BPI総合インデックス) NOMURA-BPI総合インデックスとは、国内で発行された一定基準を満たす公募利付債券を対象に、インカム収入を考慮した時価総額ベースで算出する指数です。	日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
	グローバル債券	ピムコ・バミューダ・インカムファンドA クラスX(JPY)	ベンチマークはありません	「ピムコ・バミューダ・インカムファンド(M)」受益証券を主要投資対象として、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての債券等を中心に投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を目指すとともに、利子収入の最大化を目指す運用を行います。
	先進国 (除く米国) 債券	バンガード・トータル・ インターナショナル債券 ETF(米ドルヘッジあり)	(パークレイズ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジ ベース)) パークレイズ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジ ベース)とは、グローバルな投資適格固定利付 債券市場のパフォーマンスを広範に測定しま す。米ドル建て以外の、政府債、政府機関債、社 債、及び証券化された非米国の投資適格固定 利付債券で構成されています。同一の発行体 (外国政府を含む)への投資に上限(20%)を設 けています。組入れ証券の該当通貨の米ドル に対する為替レートの変動を相殺するため、 米ドルヘッジされています。	パークレイズ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス (米ドルヘッジベース)のパフォー マンスへの連動を目指します。為替レートの 不確実性への保護を追求する目的で、 組入れ証券の該当通貨の米ドルに対す るヘッジ戦略を採用していますが、あく までも米ドルベースのヘッジ戦略で あるため、日本円をベースとした投資 家にとっては為替リスクを伴います。 インデックス・サンプリング法を用い たパッシブ運用です。ファンドはフル インベストメントを維持します。米国 以外の主要な債券市場全体への、幅広 く分散したエクスポージャーを提供し ます。低経費によってトラッキングエ ラーを最小限に抑えます。
	新興国債券	パワーシェアーズ・ エマージング・ マーケット・ソブリン・ デット・ポートフォリオ	(DB エマージング・マーケット USD リキッド・ バランスド・インデックス) DB エマージング・マーケット USD リキッド・ バランスド・インデックスとは、米ドル建 て新興国債に国・地域別に「等比率」で投資 を行う指数です。	DB エマージング・マーケット USD リ キッド・バランス・インデックスのリ ターンを反映するトータル・リターン (キャピタル・リターン及びインカム・ リターンを含む。)を目指して運用を行 います。
	ヘッジ ファンド	ニューバーガー・ パーマン・グローバル・ ボンド・アブソリュート・ リターン・ファンド (米ドル建てクラス・外 国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種 別セクターを対象とし、ロング及び ショートポジション双方を通じて絶対 収益を目指して運用を行います。
	ヘッジ ファンド (ヘッジあり)	ニューバーガー・ パーマン・グローバル・ ボンド・アブソリュート・ リターン・ファンド (円建て円ヘッジクラス・ 外国投資証券)	ベンチマークはありません	グローバル債券市場における複数の種 別セクターを対象とし、ロング及び ショートポジション双方を通じて絶対 収益を目指して運用を行います。対円 での為替ヘッジを行います。

●投資対象ファンドの対象指数について

- MSCI 日本株最小分散指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。
また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。
また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス（出所：S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス）
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは何ら保証するものではありません。またその著作権はS&Pに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス（出所：ウィズダムツリー社）
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をウィズダムツリー社は何ら保証するものではありません。またその著作権はウィズダムツリー社に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI総合インデックス
野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債及び円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、本ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
- バークレイズ・グローバル総合（米ドル除く）浮動調整RIC基準インデックス（米ドルヘッジベース）とは、バークレイズが算出するグローバルな投資適格固定利付債券市場の値動きを表す指数です。バークレイズ・インデックスは、バークレイズ・バンク・ビーエルシー及び関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表を行うインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。
- DB エマージング・マーケット USD リキッド・バランス・インデックス（出所：ドイチェ・バンク・セキュリティーズ）
ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をドイチェ・バンク・セキュリティーズは何ら保証するものではありません。またその著作権はドイチェ・バンク・セキュリティーズに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

信託金の限度額

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）	5,000億円を上限とします。
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）	5,000億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年12月11日 SBIグローバル・ラップファンド（安定型）
SBIグローバル・ラップファンド（積極型）
各ファンドについて信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

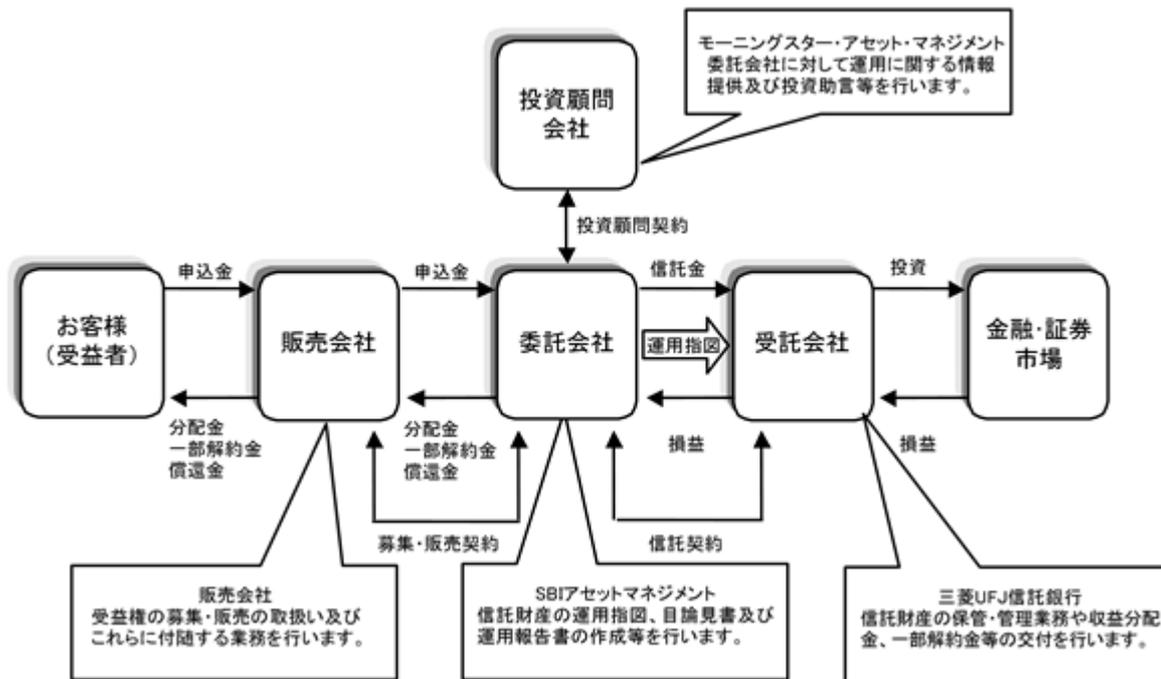
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※すべての資産に投資するとは限りません。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（平成28年3月15日現在）

- () 資本金
4億20万円
- () 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

昭和62年 2月20日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

昭和62年 9月 9日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づき投資一任契約業務の認可

平成12年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づき証券投資信託委託業の認可

平成13年 1月 4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成14年 5月 1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

平成17年 7月 1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成19年 9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づき金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

()大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(各ファンド共通)

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

()投資対象

別に定める上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券を主要投資対象とします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

別に定める投資対象ファンドについては、後述(2)投資対象[参考情報]＜投資対象ファンドの概要＞を参照ください。

()投資態度

本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、さまざまな資産への分散投資を行うことで収益の獲得を目指します。また、スマートベータ指数に連動するETFや、国内及び海外の中小型株式へ投資を行うことにより、追加的な収益の獲得を追求します。ただし、運用期間中に亘り上記のすべての資産に投資するとは限りません。

投資対象ファンドの選定及び投資比率については、投資顧問（助言）会社であるモーニングスター・アセット・マネジメント株式会社からの助言を受け、各資産の期待リターンやリスク、各資産における相関係数等をもとに決定します。

投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

(1) SBIグローバル・ラップファンド（安定型）は当初、債券型資産に70%、株式型資産に30%を基本配分とします。

(2) SBIグローバル・ラップファンド（積極型）は当初、債券型資産に30%、株式型資産に70%を基本配分とします。

投資比率については、市況見通しの変化等により基本配分比率に対して±10%の範囲で変動させることがあります。

経済環境の変化等が見込まれた場合には、基本配分比率の見直しを行う場合があります。

本ファンドにおける債券型資産とは、債券、ヘッジファンド、バンクローン等を言います。

また、株式型資産とは、株式、リート、コモディティ等を言います。

2016年3月15日現在、各ファンドが投資する投資対象ファンド及び各投資比率は次のとおりです。

区分	投資対象ファンド	投資比率 (My-ラップ安定型)		投資比率 (My-ラップ積極型)	
		(変更後)	(変更前)	(変更後)	(変更前)
株式型資産	(1) 日本の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	10.0%	10.0%	15.0%	15.0%
	(2) 日本の小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
	(3) 日本の中小型株式に投資する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	7.5%	0.0%
	(4) 先進国（除く日本）の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	17.5%	0.0%	27.5%	0.0%
	(5) 米国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	10.0%	0.0%	15.0%
	(6) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%
	(7) 欧州の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	5.0%	0.0%	10.0%
	(8) 欧州の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%
	(9) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド	2.5%	2.5%	10.0%	10.0%
	(10) リート指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	2.5%	0.0%	5.0%
株式型資産合計		30.0%	30.0%	70.0%	70.0%
債券型資産	(1) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド	12.5%	15.0%	5.0%	5.0%
	(2) 世界の債券に投資するファンド	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%
	(3) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド	0.0%	15.0%	0.0%	7.5%
	(4) 先進国（除く米国）の債券指数に連動する投資対象ファンド	17.5%	15.0%	7.5%	7.5%
	(5) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	(6) ヘッジファンド	0.0%	0.0%	2.5%	5.0%
	(7) ヘッジファンド（ヘッジあり）	15.0%	20.0%	0.0%	0.0%
債券型資産合計		70.0%	70.0%	30.0%	30.0%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（変更日：2016年3月15日）

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

投資対象ファンドの合計投資比率は高位に維持することを原則とします。

外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

（各ファンド共通）

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める上場投資信託証券(ETF)及び投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[参考情報]

<投資対象ファンドの概要>

投資対象ファンドは以下の通りです。(2016年3月15日現在)。ただし、投資対象ファンドは、定性、定量評価等により適宜見直す場合があります。したがって、当初組入れられていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

日本株式（大型株式）

ファンド名称	iシェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2015年10月19日
決算日	2月9日、8月9日
主たる上場取引所	東京証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、リスク（価格変動）を最小化するように銘柄選定及び銘柄のウェイト設定を行う「MSCI日本株最小分散インデックス」との連動を目指すETF（上場投資信託）です。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：ブラックロック・ジャパン株式会社
投資の基本方針	リスク（価格変動）の最小化を目指してMSCIの選定する日本株の銘柄群を投資対象とします。 「MSCI日本株最小分散インデックス」への連動を目指します。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額の年0.2052%（税抜0.19%）

日本株式（中小型株式）

ファンド名称	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2013年4月3日
決算日	7月22日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社
投資の基本方針	上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
管理報酬等	純資産総額に対して年率1.1448%（税抜：1.06%）

先進国（除く日本）大型株式

ファンド名称	ピムコ・R A E 低ボラティリティ外国株式ファンド ヘッジあり（適格機関投資家専用）
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2016年3月15日（設定予定）
決算日	3月15日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	日本を除く世界の主要国の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：ピムコジャパンリミテッド
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、日本を除く世界の主要国の株式市場に投資します。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額の年0.4266%（税抜0.395%）

「ピムコ・R A E 低ボラティリティ外国株式ファンド ヘッジあり（適格機関投資家専用）」は、2016年3月15日に設定される予定であるため、上記記載内容については、今後、一部変更される場合があります。

米国株式（中小型株式）

ファンド名称	ファースト・トラスト・ミッド・キャップ・コア・アルファデックスETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年5月8日
決算日	7月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、*ディファインド・ミッド・キャップ・コア・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）のリターンを反映するトータル・リターン（キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。）を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：ファースト・トラスト・アドバイザーズ・エル・ピー 管理会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.62%にて計算される金額を受領します。

欧州株式（中小型株式）

ファンド名称	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンドETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2006年6月16日
決算日	3月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、*ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモールキャップ・ディビデンド・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）のリターンを反映するトータル・リターン（キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。）を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：ウィズダムツリー・アセット・マネジメント・インク 管理会社：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.58%にて計算される金額を受領します。

新興国株式（大型株式）

ファンド名称	iシェアーズ MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2011年10月18日
決算日	8月31日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、MSCI・エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：Blackrock Fund Advisors
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.25%にて計算される金額を受領します。

日本債券

ファンド名称	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
表示通貨	円
発行地	日本
当初設定	2007年3月15日
決算日	5月12日（休業日の場合は翌営業日）
主たる上場取引所	該当事項はありません。
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に*NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	委託会社：三菱UFJ投信株式会社
投資の基本方針	NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。
管理報酬等	信託報酬は、純資産総額の年0.1512%（税抜0.14%）

グローバル債券

ファンド名称	ピムコ・バミューダ・インカムファンドAクラスX（JPY）
表示通貨	円
発行地	バミューダ
当初設定	2016年3月15日（設定予定）
決算日	10月31日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的及び基本的性格	「ピムコ・バミューダ・インカムファンド（M）」受益証券を主要投資対象として、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての債券等を中心に投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を目指すとともに、利子収入の最大化を目指す運用を行います。
ファンドの関係法人（管理会社等）	管理会社：Pacific Investment Management Company, LLC 投資顧問会社：ピムコジャパンリミテッド
投資の基本方針	投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い債券等のうち、主として米ドル建ての債券及び債券関連派生商品等に投資します。原則として米ドル売り円買いの為替取引を行います。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.60%にて計算される金額を受領します。

「ピムコ・バミューダ・インカムファンドAクラスX（JPY）」は、2016年3月15日に設定される予定であるため、上記記載内容については、今後、一部変更される場合があります。

先進国（除く米国）債券

ファンド名称	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF（米ドルヘッジあり）
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2013年5月31日
決算日	12月31日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、バークレイズ・グローバル総合（米ドル除く）浮動調整RIC基準インデックス（米ドルヘッジベース）のパフォーマンスへの連動を目指します。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：The Vanguard Group, Inc.
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.15%にて計算される金額を受領します。

新興国債券

ファンド名称	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デットポートフォリオ
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定	2007年10月11日
決算日	10月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、DB エマージング・マーケット USD リキッド・バランス・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）のリターンを反映するトータル・リターン（キャピタル・リターン及びインカム・リターンを含む。）を投資家に提供することを目標としています。
ファンドの関係法人（管理会社等）	運用会社：インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー 管理会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	管理会社は、管理報酬として、当該ETFの純資産総額の日々平均残高に対して年率0.50%にて計算される金額を受領します。

ヘッジファンド

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド(米ドル建てクラス・外国投資証券)
表示通貨	米ドル
発行地	アイルランド
当初設定	2013年9月30日
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index(米ドル建てトータルリターン、報酬控除前)を参照します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

ヘッジファンド(為替ヘッジあり)

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アブソリュート・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)
表示通貨	円
発行地	アイルランド
当初設定	2014年12月11日
決算日	12月末日
主たる上場取引所	アイルランド証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、分散された債券ポートフォリオを構築し、ロング・ポジション及びシンセティック・ショート・ポジションを組み合わせた戦略を実施することにより、中程度のボラティリティ水準で中長期的にベンチマークを一定程度超過するリターンの創出を目指します。ファンドは、当該ファンドの債券ポートフォリオの運用にかかるパフォーマンス評価を目的として、The Bank of America Merrill Lynch 3 - Month Treasury Bill Index(米ドル建てトータルリターン、報酬控除前)を参照します。
ファンドの関係法人(管理会社等)	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
投資の基本方針	主として世界各国の各種債券セクターに投資します。また短期金融商品及び他のファンドへの投資、デリバティブ取引等を行う場合があります。
管理報酬等	運用報酬等：年率0.5%

（３）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（５～７名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（１～３名）、運用本部長（１名）、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

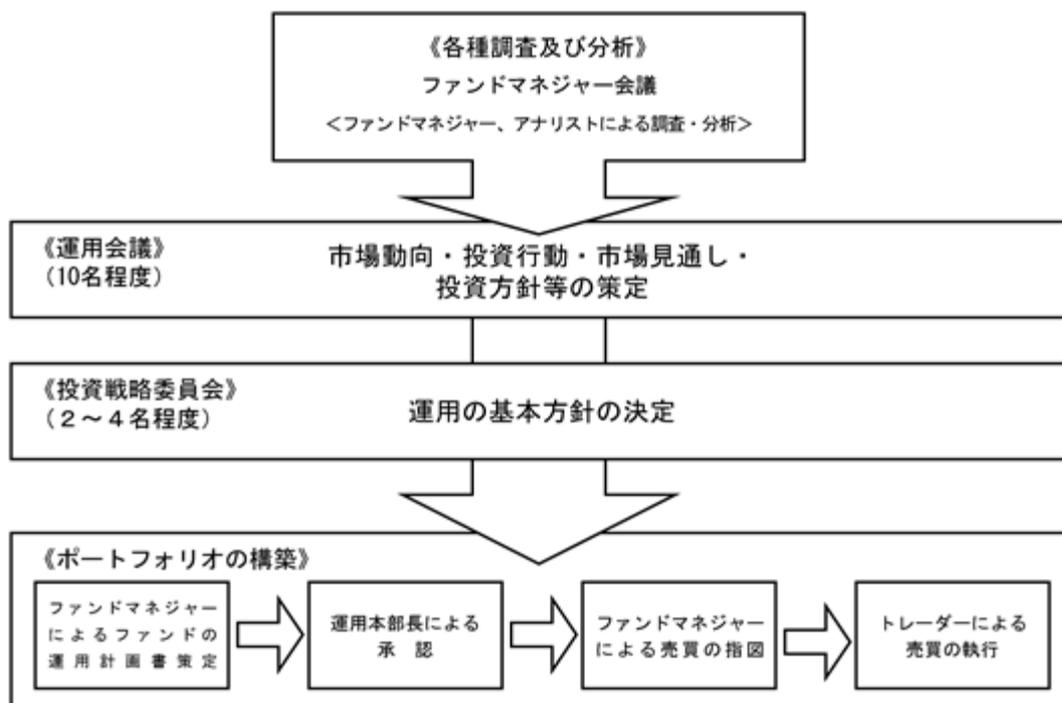
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（６名程度）、「組合投資委員会」（６名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回決算（毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

() 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

() 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- () 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への直接投資は行いません。
- () デリバティブの直接利用は行いません。
- () 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- () 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

その他

（ ） 資金の借入れ(信託約款第27条)

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等、値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

本ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて世界各国の株式、債券、貸付債権（バンクローン）、ヘッジファンド、コモディティ、不動産投資信託証券（リート）等に分散投資を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ ヘッジファンドに投資するリスク

一般にヘッジファンドは、運用会社が独自の運用手法によって株式、債券等の有価証券及び各種派生商品（デリバティブ）等へ投資を行います。デリバティブ取引は、取引の相手方（カウンターパーティ）の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できずに損失を被る可能性や、種類によっては原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、取引を決済する場合に理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性や反対売買そのものができなくなる可能性等があり、その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、運用者の運用能力に大きく依存する場合があります。市場の動向にかかわらず損失が発生する可能性があります。

- ・ コモディティ投資リスク
一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。
- ・ 信用リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

My-ラップ (安定型)

2011年1月～2015年12月



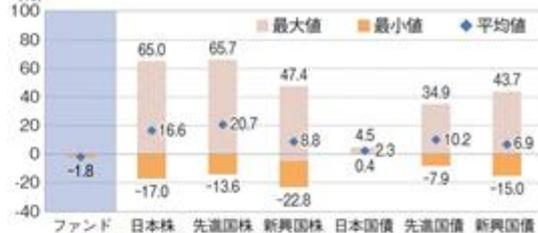
My-ラップ (積極型)

2011年1月～2015年12月

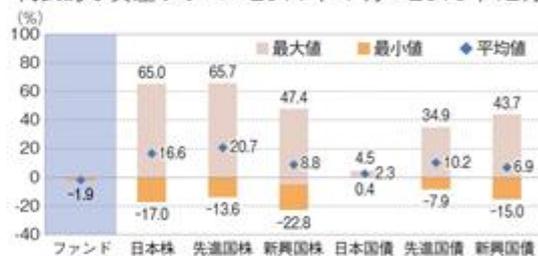


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2014年12月～2015年12月
代表的な資産クラス：2011年1月～2015年12月



ファンド：2014年12月～2015年12月
代表的な資産クラス：2011年1月～2015年12月



- *上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額を記載しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2014年12月11日から2015年12月30日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。なお、ファンドはデータ期間がちょうど1年間のため、最大値・最小値・平均値が同数値となっております。
- *代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルディバースィファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

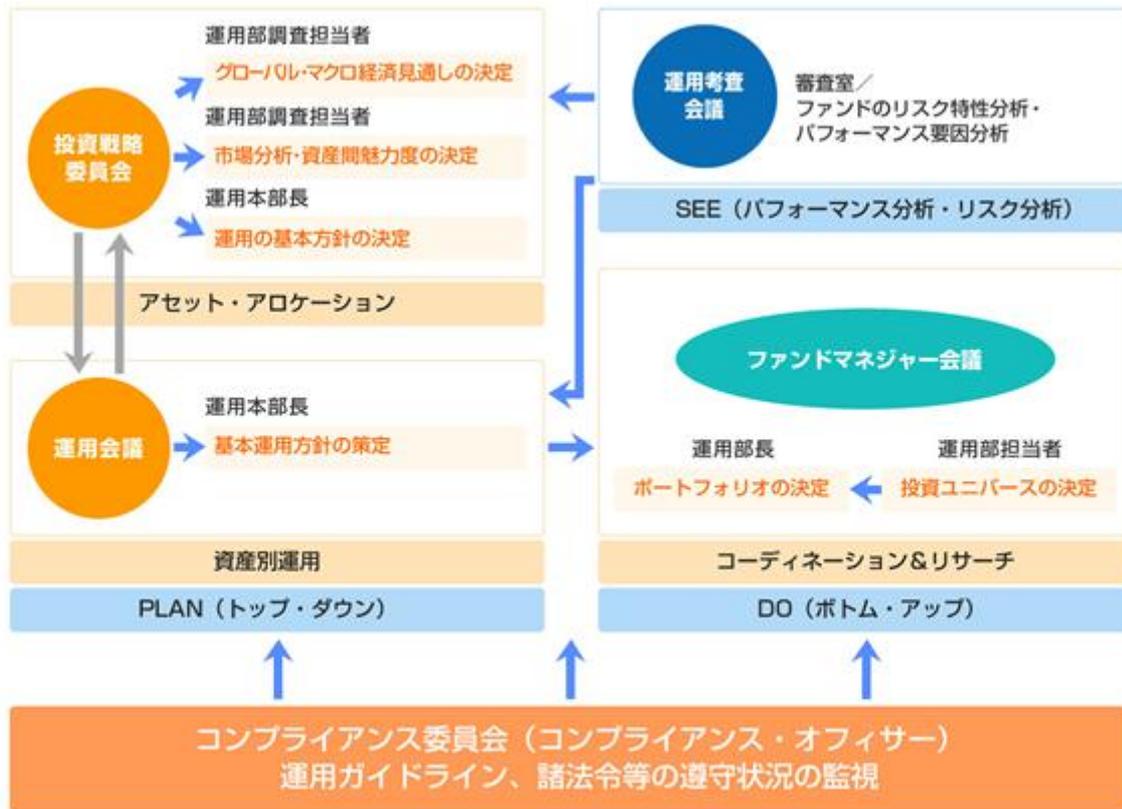
〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルディバースィファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージングマーケットグローバルディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

運用本部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部長、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月1回	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.1%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%（税抜：年1.25%）の率を乗じて得た額とします。

		My-ラップ (安定型)	My-ラップ (積極型)	
運用管理費用（信託報酬）		年1.35% (税抜：年1.25%)		信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	年0.567% (税抜：年0.525%)		ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.756% (税抜：年0.7%)		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.027% (税抜：年0.025%)		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬 ¹		0.367%	0.435%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担（概算値） ²		1.717%	1.785%	

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 1 設定時の投資対象ファンド及び投資比率で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。
- 2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用(法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)等及び受託者の立替えた立替金の利息は等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成28年3月15日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除は適用されません。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

NISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）＜愛称：My-ラップ（安定型）＞

（1）【投資状況】

（平成27年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	738,937,710	24.22
	アメリカ	2,172,442,016	71.21
	アイルランド	77,328,397	2.53
	小計	2,988,708,123	97.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		62,101,108	2.04
合計(純資産総額)		3,050,809,231	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成27年12月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益 証券	NB グローバルボンド AR ファンド JPY I	619,870.499	976.08	605,045,850	986.27	611,359,677	20.04
アメリカ	投資信託受益 証券	POWERSHARES INT CORP BOND	148,704	3,101.28	461,173,352	3,056.25	454,477,700	14.90
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD INTERMEDIATE-TERM B	44,805	10,089.02	452,038,907	9,996.15	447,877,805	14.68
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	360,685,996	1.1943	430,767,285	1.1989	432,426,440	14.17
アメリカ	投資信託受益 証券	GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEI	33,408	9,133.79	305,141,833	9,390.69	313,724,325	10.28
日本	投資信託受益 証券	MAXIS JPY-NIKKEI INDEX 400	21,631	13,770	297,858,870	14,170	306,511,270	10.05
アメリカ	投資信託受益 証券	FIRST TRUST EUROPE	42,883	3,497.68	149,991,440	3,627.94	155,577,328	5.10
アメリカ	投資信託受益 証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	41,287	3,298.65	136,191,608	3,289.03	135,794,376	4.45
アイルラ ンド	投資信託受益 証券	ISHARES DEV MARK PROP YIELD	26,352	2,796.94	73,705,118	2,934.44	77,328,397	2.53
アメリカ	投資信託受益 証券	WISDOMTREE EMERGING MARKETS HIGH DIVIDEND	13,788	3,785.22	52,190,717	3,889.67	53,630,805	1.76

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種 類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.96
合 計	97.96

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年12月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口あたり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末(平成27年12月15日)	3,034,747,494	3,034,747,494	9,826	9,826
平成26年12月末日	2,514,462,524		10,081	
平成27年 1月末日	2,964,981,293		9,960	
2月末日	3,237,051,512		10,142	
3月末日	3,259,839,579		10,127	
4月末日	3,308,989,831		10,200	
5月末日	3,337,237,886		10,414	
6月末日	3,295,135,121		10,211	
7月末日	3,315,817,490		10,287	
8月末日	3,132,956,476		9,953	
9月末日	3,031,367,146		9,658	
10月末日	3,099,228,017		10,005	
11月末日	3,122,534,515		10,058	
12月末日	3,050,809,231		9,895	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口あたりの分配金 (円)
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	1.74

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ(積極型)>

(1) 投資状況

(平成27年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,711,300,394	24.79
	アメリカ	4,329,978,101	62.71
	アイルランド	689,000,728	9.98
	小計	6,730,279,223	97.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		174,293,833	2.52
合計(純資産総額)		6,904,573,056	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成27年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEI	112,681	9,133.79	1,029,205,188	9,390.69	1,058,152,858	15.33
日本	投資信託受益証券	MAXIS JPX-NIKKEI INDEX 400	72,958	13,770	1,004,631,660	14,170	1,033,814,860	14.97
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST EUROPE	192,855	3,497.69	674,547,005	3,627.94	699,668,066	10.13
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EMERGING MARKETS HIGH DIVIDEND	141,735	3,785.25	536,502,687	3,889.67	551,302,732	7.98
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES INT CORP BOND	167,189	3,101.33	518,508,776	3,056.25	510,972,618	7.40
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD INTERMEDIATE-TERM B	50,375	10,089.02	508,234,650	9,996.15	503,556,399	7.29
アメリカ	投資信託受益証券	FIRST TRUST MID CAP CORE ALP	59,506	5,757.57	342,610,270	5,903.85	351,315,063	5.09
アメリカ	投資信託受益証券	WISDOMTREE EUR S/C DIVIDEND	50,987	6,673.35	340,254,163	6,857.88	349,662,962	5.06
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES DEV MARK PROP YIELD	118,511	2,796.94	331,468,856	2,934.44	347,763,573	5.04
アイルランド	投資信託受益証券	NB GLOBALBOND ABSOLUTE RETURN FUND USD I	280,124.84	1,204.89	337,520,711	1,218.16	341,237,155	4.94
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	284,575,973	1.1943	339,869,084	1.1989	341,178,134	4.94
日本	投資信託受益証券	S&P日本新興株100	314,600	1,071	336,936,600	1,069	336,307,400	4.87
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	92,838	3,298.67	306,242,310	3,289.03	305,347,403	4.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成27年12月30日現在)

種 類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.48
合 計	97.48

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成27年12月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口あたり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末(平成27年12月15日)	6,899,664,883	6,899,664,883	9,771	9,771
平成26年12月末日	5,212,594,082		10,132	
平成27年 1月末日	6,503,426,131		9,964	
2月末日	7,215,179,780		10,338	
3月末日	7,541,759,284		10,373	
4月末日	7,850,859,642		10,544	
5月末日	8,379,007,721		10,886	
6月末日	8,364,981,722		10,540	
7月末日	8,141,744,339		10,606	
8月末日	7,466,416,493		9,981	
9月末日	6,936,701,829		9,474	
10月末日	7,231,848,554		10,067	
11月末日	7,224,817,024		10,155	
12月末日	6,904,573,056		9,937	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

期	計算期間	1万口あたりの分配金 (円)
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	0

収益率の推移

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	2.29

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ(安定型)>

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	4,640,446,604	1,551,945,465	3,088,501,139

(注1)本邦外における販売、解約の実績はありません。

(注2)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ(積極型)>

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成26年12月11日～平成27年12月15日	10,808,257,173	3,746,825,353	7,061,431,820

(注1)本邦外における販売、解約の実績はありません。

(注2)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

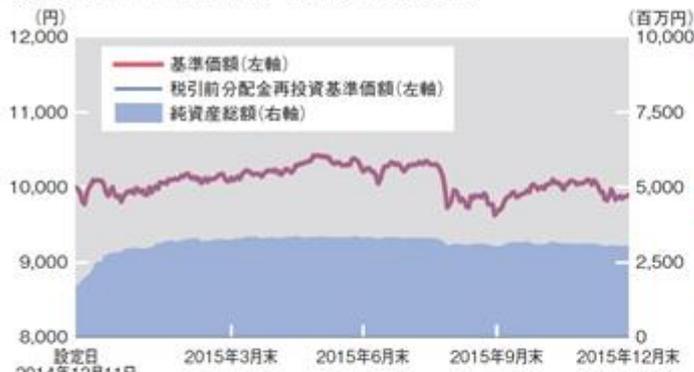
運用実績

SBIグローバル・ラップファンド(安定型)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2015年12月30日)

(設定日(2014年12月11日)~2015年12月30日)



基準価額(1万口当たり)	9,895円
純資産総額	3,050百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2015年12月15日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

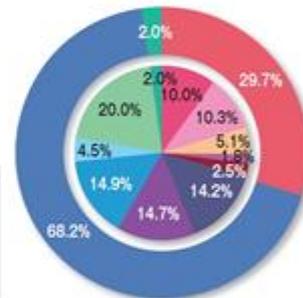
※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	97.96%
現金等	2.04%
合計	100.00%

《資産別構成比率》

株式型資産	日本大型株式	米国大型株式	欧州大型株式	新興国大型株式	グローバルREIT
債券型資産	日本債券	米国債券	先進国(除く米国)債券	新興国債券	ヘッジファンド(為替ヘッジあり)
現金等					



《組入上位10銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	ニューバーガー・バーク・グローバル・ボンド・アブリュート・リターン・ファンド(円建て円ヘッジクラス・外国投資証券)	20.04%	ヘッジファンド(為替ヘッジあり)	円
2	パワーシェアーズ・インターナショナル・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ	14.90%	先進国(除く米国)債券	米ドル
3	ハンガード・インターメディアイト・ターム・ボンドETF	14.68%	米国債券	米ドル
4	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.17%	日本債券	円
5	グッゲンハイム S&P 500 イコール・ウェイトETF	10.28%	米国大型株式	米ドル
6	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	10.05%	日本大型株式	円
7	ファースト・トラスト・ヨーロッパ・アルファデックスファンド	5.10%	欧州大型株式	米ドル
8	パワーシェアーズ・エマージング・マーケット・ソブリン・デット・ポートフォリオ	4.45%	新興国債券	米ドル
9	iシェアーズ・ディベロップド・マーケット・プロパティ・イールド・UCITS ETF	2.53%	グローバルREIT	米ドル
10	ウィズダム・ツリー・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ファンド	1.76%	新興国大型株式	米ドル

※基準日(2015年12月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合はP2。投資対象ファンドはP9、P10に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
 ※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

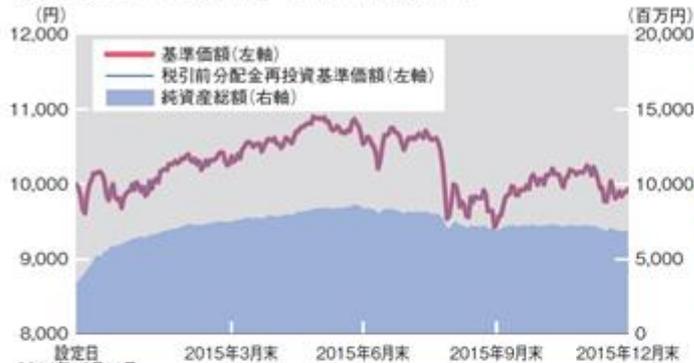
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

基準価額・純資産の推移

(基準日:2015年12月30日)

(設定日(2014年12月11日)~2015年12月30日)



基準価額(1万口当たり)	9,937円
純資産総額	6,904百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2015年12月15日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	97.48%
現金等	2.52%
合計	100.00%

《資産別構成比率》



《組入上位10銘柄》

	投資対象ファンドの名称	比率	投資対象資産	通貨
1	グッゲンハイム S&P 500 イコール・ウエイトETF米国大型株式	15.33%	米国大型株式	米ドル
2	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	14.97%	日本大型株式	円
3	ファーストトラスト・ヨーロッパ・アルファデックスファンド	10.13%	欧州大型株式	米ドル
4	ウィズダムツリー・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンドファンド	7.98%	新興国大型株式	米ドル
5	パワーシェアーズ・インターナショナル・コーポレート・ボンドポートフォリオ	7.40%	先進国(除く米国)債券	米ドル
6	バンガード・インターメディアイト・ターム・ボンドETF	7.29%	米国債券	米ドル
7	ファーストトラスト・ミッド・キャップ・コア・アルファデックスファンド	5.09%	米国中小型株式	米ドル
8	ウィズダムツリー・ヨーロッパ・スモール・キャップ・ディビデンドファンド	5.06%	欧州中小型株式	米ドル
9	iシェアーズ・ディベロップド・マーケット・プロパティ・イールド・UCITS ETF	5.04%	グローバルREIT	米ドル
10	ニューバーガー・バーマン・グローバル・ボンド・アプルーテッド・リターン・ファンド(米ドル建てクラス・外国投資証券)	4.94%	ヘッジファンド	米ドル

※基準日(2015年12月30日時点)の状況です。直近の基本投資割合はP2、投資対象ファンドはP9、P10に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
※2014年は設定日2014年12月11日(10,000円)から12月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シカゴマーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日
- ・ロンドンの商業銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

()お申込単位

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

()お申込手数料

通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記()の照会先においてもご確認いただけます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シカゴマーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨークの商業銀行の休業日
- ・ロンドンの商業銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.1%）を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

() 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

() 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

<p>SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/</p>
--

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成26年12月11日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成26年12月11日から平成27年12月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「() 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 運用報告書の作成

本ファンドは、毎計算期末(毎年12月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBIグローバル・ラップファンド（安定型）

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成26年12月11日から平成27年12月15日まで）の財務諸表について、かえで監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBIグローバル・ラップファンド（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 〔平成27年12月15日現在〕
資産の部		
流動資産		
預金		3,010,050
コール・ローン		65,947,911
投資信託受益証券		2,996,171,936
未収利息		18
流動資産合計		3,065,129,915
資産合計		3,065,129,915
負債の部		
流動負債		
未払解約金		7,587,897
未払受託者報酬		444,427
未払委託者報酬		21,776,887
その他未払費用		573,210
流動負債合計		30,382,421
負債合計		30,382,421
純資産の部		
元本等		
元本		3,088,501,139
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		53,753,645
元本等合計		3,034,747,494
純資産合計		3,034,747,494
負債純資産合計		3,065,129,915

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
営業収益	
受取配当金	44,379,605
受取利息	12,194
有価証券売買等損益	86,123,307
為替差損益	32,766,111
その他収益	2,000,413
営業収益合計	6,964,984
営業費用	
受託者報酬	854,798
委託者報酬	41,885,041
その他費用	2,312,669
営業費用合計	45,052,508
営業利益又は営業損失（ ）	52,017,492
経常利益又は経常損失（ ）	52,017,492
当期純利益又は当期純損失（ ）	52,017,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,051,210
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,316,040
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,316,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,000,983
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,000,983
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,753,645

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとしておりますが、第1計算期間は期首が設定日のため、平成26年12月11日から平成27年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 平成27年12月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	3,088,501,139口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	53,753,645円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9826円 (9,826円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
	分配金の計算過程

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成27年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	85,134,183
合計	85,134,183

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,735,547,531円
期中追加設定元本額	2,904,899,073円
期中一部解約元本額	1,551,945,465円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	NB グローバルボンド AR ファ ンド JPY I	615,392.659	600,647,850	
		MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	362,536,025	432,976,774	
		MAXIS JPX-NIKKEI INDEX 400	23,370	321,804,900	
日本円合計			363,174,787.659	1,355,429,524	
米ドル	投資信託受益証券	FIRST TRUST EUROPE	44,415	1,288,035.00	
		GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEIGHT	34,088	2,581,484.24	
		ISHARES DEV MARK PROP YIELD	27,568	639,301.92	
		POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	41,199	1,126,792.65	
		POWERSHARES INT CORP BOND	145,805	3,750,104.60	
		VANGUARD INTERMEDIATE-TERM BOND	44,723	3,741,078.95	
		WISDOMTREE EMERGING MARKETS HIGH DIVIDEND	13,234	415,150.58	
米ドル合計			351,032	13,541,947.94 (1,640,742,412)	
合計				2,996,171,936 (1,640,742,412)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 7銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

SBIグローバル・ラップファンド(積極型)

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年12月11日から平成27年12月15日まで)の財務諸表について、かえで監査法人による監査を受けておりません。

【SBIグローバル・ラップファンド(積極型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

第1期 〔平成27年12月15日現在〕	
資産の部	
流動資産	
預金	1,149,726
コール・ローン	179,245,083
投資信託受益証券	6,794,227,448
未収利息	49
流動資産合計	6,974,622,306
資産合計	6,974,622,306
負債の部	
流動負債	
未払解約金	21,362,674
未払受託者報酬	1,060,434
未払委託者報酬	51,961,105
その他未払費用	573,210
流動負債合計	74,957,423
負債合計	74,957,423
純資産の部	
元本等	
元本	7,061,431,820
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	161,766,937
元本等合計	6,899,664,883
純資産合計	6,899,664,883
負債純資産合計	6,974,622,306

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
営業収益	
受取配当金	138,180,263
受取利息	29,216
有価証券売買等損益	324,451,662
為替差損益	101,556,333
その他収益	2,131,430
営業収益合計	82,554,420
営業費用	
受託者報酬	1,991,083
委託者報酬	97,562,762
その他費用	3,020,408
営業費用合計	102,574,253
営業利益又は営業損失（ ）	185,128,673
経常利益又は経常損失（ ）	185,128,673
当期純利益又は当期純損失（ ）	185,128,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	80,754,686
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	138,692,984
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	138,692,984
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,576,562
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,576,562
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	161,766,937

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとしておりますが、第1計算期間は期首が設定日のため、平成26年12月11日から平成27年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 平成27年12月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	7,061,431,820口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	161,766,937円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9771円 (9,771円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
	分配金の計算過程

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成27年12月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	324,689,638
合計	324,689,638

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,510,081,514円
期中追加設定元本額	7,298,175,659円
期中一部解約元本額	3,746,825,353円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	S & P 日本新興株 100	356,900	382,239,900	
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	286,300,887	341,929,149	
		MAXIS JPX-NIKKEI INDEX 400	78,911	1,086,604,470	
日本円合計			286,736,698	1,810,773,519	
米ドル	投資信託受益証券	FIRST TRUST EUROPE	200,079	5,802,291.00	
		FIRST TRUST MID CAP CORE ALPHA	58,041	2,770,296.93	
		GUGGENHEIM S&P 500 EQUAL WEIGHT	115,234	8,726,670.82	
		ISHARES DEV MARK PROP YIELD	124,155	2,879,154.45	
		NB GLOBALBOND ABSOLUTE RETURN FUND USD I	281,715.297	2,814,335.81	
		POWERSHARES EM MKT SOVR DEBT	92,758	2,536,931.30	
		POWERSHARES INT CORP BOND	163,960	4,217,051.20	
		VANGUARD INTERMEDIATE-TERM BOND	50,326	4,209,769.90	
		WISDOMTREE EMERGING MARKETS HIGH DIVIDEN	136,185	4,272,123.45	
		WISDOMTREE EUR S/C DIVIDEND	52,459	2,902,556.47	
米ドル合計			1,274,912.297	41,131,181.33 (4,983,453,929)	
合計				6,794,227,448 (4,983,453,929)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 10銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・ SBIグローバル・ラップファンド(安定型) <愛称: My-ラップ安定型>

平成27年12月30日現在

資産総額	3,059,744,984円
負債総額	8,935,753円
純資産総額(-)	3,050,809,231円
発行済口数	3,083,040,428口
1口当たり純資産額(/)	0.9895円
(1万口当たり純資産額)	(9,895円)

・ SBIグローバル・ラップファンド(積極型) <愛称: My-ラップ積極型>

平成27年12月30日現在

資産総額	6,920,484,689円
負債総額	15,911,633円
純資産総額(-)	6,904,573,056円
発行済口数	6,948,215,245口
1口当たり純資産額(/)	0.9937円
(1万口当たり純資産額)	(9,937円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

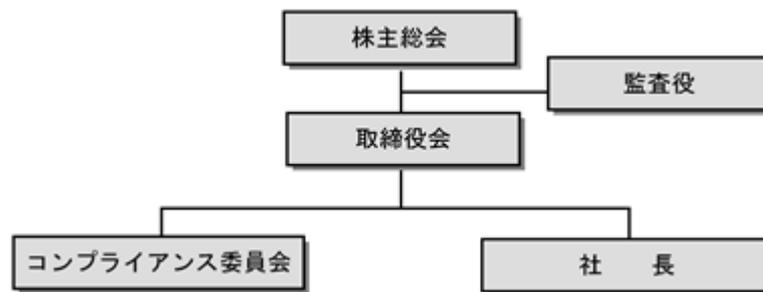
1【委託会社等の概況】

資本金の額

- () 資本金の額(平成28年3月15日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

- () 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成27年12月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	40	175,677
単位型株式投資信託	5	21,630

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、及び第30期事業年度の中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第28期		第29期	
		(平成26年3月31日現在)		(平成27年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		466,990		664,366	
前払費用		2,256		2,725	
未収委託者報酬		189,317		231,804	
未収運用受託報酬		8,934		7,007	
未収投資顧問料	* 2	9,680		6,513	
繰延税金資産		1,461		5,112	
その他		6,250		8,740	
流動資産合計		684,891	81.2	926,271	85.5
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	521		2,849	
リース資産	* 1	1,882		1,255	
有形固定資産合計		2,404	0.3	4,103	0.4
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
ソフトウェア		643		3,499	
商標権		1,301		1,217	
無形固定資産合計		2,011	0.2	4,783	0.4
投資その他の資産					
関係会社株式		127,776		127,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		20,822	
投資その他の資産合計		154,595	18.3	148,598	13.7
固定資産合計		159,011	18.8	157,486	14.5
資産合計		843,902	100.0	1,083,757	100.0

区分	注記 番号	第28期		第29期	
		(平成26年3月31日現在)		(平成27年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
. 流動負債					
預り金		642		627	
未払金		105,812		144,339	
(未払手数料)		(88,074)		(118,719)	
未払法人税等		30,344		66,503	
未払消費税等		7,984		21,882	
リース債務		657		685	
流動負債合計		145,441	17.2	234,038	21.6
. 固定負債					
リース債務		1,400		714	
固定負債合計		1,400	0.2	714	0.1
負債合計		146,842	17.4	234,753	21.7
(純資産の部)					
. 株主資本					
1 資本金		400,200	47.4	400,200	36.9
2 利益剰余金					
利益準備金		30,012		30,012	
その他利益剰余金		266,847		418,792	
繰越利益剰余金		266,847		418,792	
利益剰余金合計		296,859	35.2	448,804	41.4
株主資本合計		697,059	82.6	849,004	78.3
純資産合計		697,059	82.6	849,004	78.3
負債・純資産合計		843,902	100.0	1,083,757	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第28期			第29期		
		自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日			自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		954,989		1,343,658			
運用受託報酬		29,903		41,494			
投資顧問料		42,026	1,026,919	27,569	1,412,722	100.0	
営業費用							
支払手数料		533,240		837,387			
広告宣伝費		1,546		1,537			
調査費		22,204		24,235			
(調査費)		(22,204)		(24,235)			
委託計算費		68,595		72,482			
営業雑経費		17,508		20,912			
(通信費)		(1,021)		(863)			
(印刷費)		(14,150)		(17,747)			
(協会費)		(1,615)		(1,723)			
(諸会費)		(454)		(472)			
(その他営業雑経費)		(266)	643,096	(105)	956,555	67.7	
一般管理費							
給料		131,402		145,255			
(役員報酬)		(15,083)		(17,000)			
(給料・手当)		(116,318)		(128,255)			
交際費		90		35			
旅費交通費		3,863		3,820			
福利厚生費		15,921		18,435			
租税公課		1,833		2,744			
不動産賃借料		22,283		21,048			
消耗品費		3,640		2,025			
事務委託費		9,963		10,643			
退職給付費用		5,623		6,879			
固定資産減価償却費		1,334		1,617			
諸経費		6,194	202,150	7,064	219,569	15.5	
営業利益			181,673	17.7		236,597	16.7
営業外収益							
受取利息		49		188			
投資有価証券売却益				678			
雑収入		221	271	24	890	0.1	
営業外費用							
支払利息		100		73			
為替差損		1		4			
投資有価証券売却損				726			
雑損失		0	102	18	823	0.1	
経常利益			181,842	17.7		236,664	
特別利益							
投資有価証券償還益		15,240	15,240	1.5			0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		9	9	0.0			0.0
税引前当期純利益			197,073	19.2		236,664	16.8
法人税、住民税及び事業税			49,873	4.9		88,371	6.3
法人税等調整額			2,463	0.2		3,651	0.3
当期純利益			144,736	14.1		151,944	10.8

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等		純資産合 計
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備 金	そ の 他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	122,111	152,123	552,323	12,631	12,631	564,954
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			144,736	144,736	144,736			144,736
株主資本以外 の項目の当期の 変動額（純額）						12,631	12,631	12,631
当期変動額合計			144,736	144,736	144,736	12,631	12,631	132,104
当期末残高	400,200	30,012	266,847	296,859	697,059			697,059

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備 金	その他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	266,847	296,859	697,059			697,059
当期変動額								
剰余金の配当					0			0
当期純利益			151,944	151,944	151,944			151,944
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計			151,944	151,944	151,944			151,944
当期末残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004			849,004

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 (平成26年3月31日現在)		第29期 (平成27年3月31日現在)	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 5,177千円		器具備品 5,312千円
	リース資産 1,255千円		リース資産 1,882千円
	合計 6,432千円		合計 7,195千円
* 2	関係会社に対する資産及び負債	* 2	関係会社に対する資産及び負債
	未収投資顧問料 9,680千円		未収投資顧問料 6,513千円
	長期差入保証金 26,765千円		長期差入保証金 20,768千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	466,990	466,990	
(2) 未収委託者報酬	189,317	189,317	
(3) 未収運用受託報酬	8,934	8,934	
(4) 未収投資顧問料	9,680	9,680	
資産計	674,921	674,921	
(1) 未払金	105,812	105,812	
(2) リース債務	2,058	2,058	
負債計	107,871	107,871	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	466,990
未収委託者報酬	189,317
未収運用受託報酬	8,934
未収投資顧問料	9,680
合計	674,921

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	657	685	714			

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	664,366	664,366	
(2) 未収委託者報酬	231,804	231,804	
(3) 未収運用受託報酬	7,007	7,007	
(4) 未収投資顧問料	6,513	6,513	
資産計	1,083,757	1,083,757	
(1) 未払金	144,339	144,339	
(2) リース債務	1,400	1,400	
負債計	234,753	234,753	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	20,822

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	664,366
未収委託者報酬	231,804
未収運用受託報酬	7,007
未収投資顧問料	6,513
合計	909,692

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	685	714				

（有価証券関係）

第28期(平成26年3月31日現在)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

第29期(平成27年3月31日現在)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第28期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	第29期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,937千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,937千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,685千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,623千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,937千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">222,956,639千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の 給付債務</td> <td style="text-align: right;">206,135,147千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">16,821,492千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成25年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額16,821,492千円の内訳は、平成25年度不足金10,082,271千円、及び平成25年度剰余金26,903,764千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,937千円	退職給付費用計	2,937千円	その他(注2)	2,685千円	合計	5,623千円	年金資産	222,956,639千円	年金財政計算上の 給付債務	206,135,147千円	差引額	16,821,492千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入していましたが、平成27年2月18日に基金の代議員会において基金脱退の承認を受け、平成27年3月31日に同基金より任意脱退いたしました。これにともなう当事業年度における脱退一時金等の支払コストは軽微なものであります。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">4,315千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">4,315千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,564千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,879千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額4,315千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">252,293,875千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額</td> <td style="text-align: right;">227,330,857千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">24,963,018千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成26年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.03%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額24,963,018千円の内訳は、平成26年度剰余金5,630,204千円、及び平成26年度別途積立金19,332,813千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p>	勤務費用等(注1)	4,315千円	退職給付費用計	4,315千円	その他(注2)	2,564千円	合計	6,879千円	年金資産	252,293,875千円	年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額	227,330,857千円	差引額	24,963,018千円
勤務費用等(注1)	2,937千円																												
退職給付費用計	2,937千円																												
その他(注2)	2,685千円																												
合計	5,623千円																												
年金資産	222,956,639千円																												
年金財政計算上の 給付債務	206,135,147千円																												
差引額	16,821,492千円																												
勤務費用等(注1)	4,315千円																												
退職給付費用計	4,315千円																												
その他(注2)	2,564千円																												
合計	6,879千円																												
年金資産	252,293,875千円																												
年金財政計算上の数理債 務の額と最低責任準備金の 額との合計額	227,330,857千円																												
差引額	24,963,018千円																												

(税効果会計関係)

第28期 平成26年3月31日現在	第29期 平成27年3月31日現在																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,461</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24,220</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">22,758</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,461</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,461	繰延税金資産小計	24,220	評価性引当額	22,758	繰延税金資産合計	1,461	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">462千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">20,188</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,199</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">539</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,763</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">20,651</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,112</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	462千円	関係会社株式評価損	20,188	未払事業税	4,199	その他未払税金	539	その他	374	繰延税金資産小計	25,763	評価性引当額	20,651	繰延税金資産合計	5,112
繰延税金資産																																	
電話加入権	510千円																																
関係会社株式評価損	22,248																																
その他	1,461																																
繰延税金資産小計	24,220																																
評価性引当額	22,758																																
繰延税金資産合計	1,461																																
繰延税金資産																																	
電話加入権	462千円																																
関係会社株式評価損	20,188																																
未払事業税	4,199																																
その他未払税金	539																																
その他	374																																
繰延税金資産小計	25,763																																
評価性引当額	20,651																																
繰延税金資産合計	5,112																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.01%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">永久差異</td> <td style="text-align: right;">0.02%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">11.45%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.02%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26.56%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.01%	永久差異	0.02%	評価性引当金の増減	11.45%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																						
法定実効税率	38.01%																																
永久差異	0.02%																																
評価性引当金の増減	11.45%																																
その他	0.02%																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%																																
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>平成27年度税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政省令）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.01%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が392千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が392千円減少しております。</p>																																

(セグメント情報)

<p style="text-align: center;">第28期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第29期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日</p>
<p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左 有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

(関連当事者情報)

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメント カンパニー エスエー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	42,026	未収投資 顧問 料	9,680

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成26年3月13日に増資を行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	SBIホール ディングス株 式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.2%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	22,283	長期差 入保証 金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメント カンパニー エスエー	ルクセンブルグ 大公国：ルク センブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	27,569	未収投資 顧問 料	6,513

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	SBIホール ディングス株 式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.66%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	21,048	長期差 入保証 金	20,768

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

(1株当たり情報)

	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第29期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
1株当たり純資産額	19,045円35銭	23,196円84銭
1株当たり当期純利益	3,954円55銭	4,151円48銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第29期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
当期純利益(千円)	144,736	151,944
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	144,736	151,944
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第29期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	758,544
前払費用	4,000
未収委託者報酬	280,622
未収運用受託報酬	7,929
未収投資顧問料	1,387
繰延税金資産	4,728
その他	11,520
流動資産合計	1,068,733
固定資産	
有形固定資産	
器具備品	13,332
有形固定資産合計	3,332
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	3,228
商標権	1,395
無形固定資産合計	4,691
投資その他の資産	
関係会社株式	127,776
長期差入保証金	20,822
投資その他の資産合計	148,598
固定資産合計	156,622
資産合計	1,225,355

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	1,043
未払金	168,766
未払手数料	145,230
未払法人税等	64,181
未払消費税等	215,786
リース債務	700
流動負債合計	250,478
固定負債	
リース債務	361
固定負債合計	361
負債合計	250,839
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	544,303
その他利益剰余金合計	544,303
利益剰余金合計	574,315
株主資本合計	974,515
純資産合計	974,515
負債純資産合計	1,225,355

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	850,407
運用受託報酬	21,743
投資顧問料	2,771
営業収益合計	874,921
営業費用	572,525
一般管理費	114,706
営業利益	187,689
営業外収益	106
営業外費用	100
経常利益	187,695
税引前中間純利益	187,695
法人税、住民税及び事業税	61,799
法人税等調整額	384
法人税等合計	62,184
中間純利益	125,511

注記事項

（重要な会計方針）

- 1．資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - 子会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法
- 2．固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5 - 15年であります。
 - 無形固定資産
 - 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税及び地方消費税の会計処理
 - 税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第30期中間会計期間 (平成27年9月30日)
器具備品	5,033千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

	第30期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	527千円
無形固定資産	550

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるプリンタ複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

第30期中間会計期間（平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	758,544	758,544	
(2) 未収委託者報酬	280,622	280,622	
(3) 未収運用受託報酬	7,929	7,929	
(4) 未収投資顧問料	1,387	1,387	
資産計	1,048,483	1,048,483	
未払金	168,766	168,766	
負債計	168,766	168,766	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関係会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	20,822

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（セグメント情報等）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略してあります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	第30期中間会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	26,626円12銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	974,515
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	974,515
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	36,600

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	第30期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	3,429円27銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	125,511
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	125,511
普通株式の期中平均株式数(株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成27年9月末 日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	高木証券株式会社	11,069百万円	
	立花証券株式会社	6,695百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

スルガ銀行株式会社は、平成28年3月16日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	スルガ銀行株式会社	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

詳しくは、第二部 第1、1、(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	高木証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	スルガ銀行株式会社	
投資顧問 会社	モーニングスター・アセット・マネジ メント株式会社	該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
小松 亮一指定社員
業務執行社員
公認会計士
中田 啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太 印

公認会計士 佐武 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成26年12月11日から平成27年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（安定型）の平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山下章太 印

指定社員

業務執行社員

公認会計士 佐武 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成26年12月11日から平成27年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバル・ラップファンド（積極型）の平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中田 啓
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。